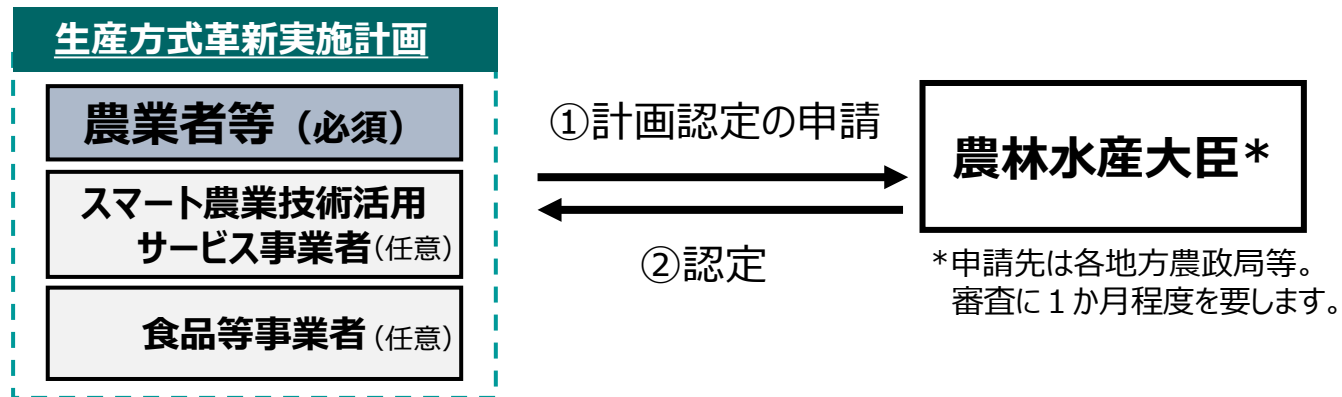


スマート農業技術活用促進法のご案内

スマート農業技術活用促進法に基づく**生産方式革新実施計画**の認定を受ければ、**施設園芸農家の皆様**が**補助事業**を活用して**環境制御型ハウスの整備**等を行う場合に**有利**に進められます！



計画認定による予算上のメリット措置

7年度補正予算・8年度当初予算において、
生産方式革新実施計画の認定を受けることによる**優遇措置**を設けています。

<主な対象事業>

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）【7年度補正】 **<優遇措置の内容>**

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な
環境制御型ハウスの整備等を総合的に支援

▶ポイント加算

地域農業構造転換支援事業【7年度補正、8年度当初】

<優遇措置の内容>

地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援

▶ポイント加算

その他、計画認定による法律上のメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、出荷契約の際の野菜法の特例、航空法・農地法に係る行政手続のワンストップ化が活用できます。

認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

生産方式革新実施計画の認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入(取組例)

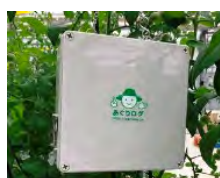


環境制御システムの活用



高軒高ハウスの導入

遮光カーテンや細霧冷房装置等の複合環境制御システムの活用に加え、施設外の影響を受けにくく適切な環境制御が可能となる高軒高ハウスを導入することで、管理作業の効率化により管理コストを削減



環境モニタリングシステムの活用



地域でデータを比較・分析

環境モニタリングシステムから得られたデータを産地で共有し、栽培方法の比較・分析等を通じて、次期の栽培方法を変更することで、秀品率の向上を図る



収穫ロボットの活用



ハウス内環境の整備

農業用ハウスの床面のコンクリート化等により、ハウス内を整地するとともに、通路幅を最適化することで、収穫ロボットの走行を容易に

●相当規模（規模の要件）

- ・本事業活動で取り組む品目について、以下のいずれかの規模で取り組むこと。
 - ✓申請者の作付面積のおおむね過半
 - ✓当該品目を生産する認定農業者※の全国平均の作付面積の5倍以上

※ 農林業センサスにおける認定農業者を指す。

データは最新の農林業センサス 農林業経営調査報告書（抽出集計編）の値とする。

●相当程度（計画の目標）

- ・計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。
（*労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数）
- ・本事業実施前と比較し、所得が維持されること。また、それが正となること。

●実施期間

- ・原則5年以内 ※ スマート農業技術には、次の①～③の全てを満たす技術が該当します。
 - ①農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
 - ②情報通信技術を用いた技術
 - ③農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

